

(参考)

H29.4.1現在

宮城県内における福祉サービス第三者評価受審状況

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率
①社会的養護施設	21	9	42.9%	21	1	4.8%	23	5	21.7%
うち受審義務対象施設	18	8	44.4%	18	1	5.6%	20	5	25.0%
児童養護施設	8			8			10		
乳児院	2			2			2		
情緒障害児短期治療施設	1			1			1		
児童自立支援施設	1			1			1		
母子生活支援施設	6			6			6		
うち受審義務対象外施設 (児童自立援助ホーム)	3	1	33.3%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
②社会的養護施設以外3分野	2,866	14	0.5%	2,959	17	0.6%	3,113	15	0.5%
うち保育所分野	373	6	1.6%	380	10	2.6%	405	10	2.5%
うち障害者・児分野	873	5	0.6%	874	3	0.3%	987	3	0.3%
障害福祉サービス	628			650			718		
障害者支援施設	41			38			38		
障害児通所施設	194			178			222		
障害児入所支援	6			6			6		
福祉ホーム	2			2			3		
精神障害者生活訓練施設	2			0			0		
うち高齢者分野	1,620	3	0.2%	1,705	4	0.2%	1,721	2	0.1%
特養	170	2	1.2%	174	2	1.1%	181	2	1.1%
養護	9	1	11.1%	9	0	0.0%	9	0	0.0%
軽費	47	0	0.0%	46	0	0.0%	46	0	0.0%
通所介護	874	0	0.0%	946	1	0.1%	946	0	0.0%
訪問介護	520	0	0.0%	530	1	0.2%	539	0	0.0%
対象事業所全体	2,887	23	0.8%	2,980	18	0.6%	3,136	20	0.6%

※社会的養護施設:全国共通の評価基準により、全国推進組織(全社協)の認証を受けた評価機関が実施。

一部(児童自立援助ホーム・ファミリーホーム)を除き、3年に1回以上の受審・結果公表の義務あり。

※社会的養護施設以外:宮城県が策定する評価基準により、宮城県の認証を受けた評価機関が実施。受審・結果公表は任意。

※対象事業所数:保健福祉総務課作成「宮城県社会福祉施設等一覧」の各年度6月1日現在による。

ただし、「高齢者・訪問介護」については、長寿社会政策課作成「介護サービス事業所一覧」の各年度5月1日現在による。

「社会的養護施設」のうち「地域小規模児童養護施設」については、本体施設(児童養護施設)に含む。

「障害者・児分野」については、同一事業所内で複数のサービスを実施している場合があり、事業所数に一部重複がある。